



C O N T E N T S

犯罪被害者等基本法成立から10年	01	活動報告	04~05
経済補償制度について	02	幹事会、関東・関西集会 報告	06
刑事司法は被害者のためにもある	02	会員の声	07
死者の尊厳と遺体写真	03	お知らせ	07

犯罪被害者等基本法成立から10年

代表幹事 松村 恒夫

2004年12月に「犯罪被害者等基本法」(基本法)が成立して10年の月日が経過しました。あの日、参議院本会議で可決された時の感激は、今でも脳裏に焼き付いております。「犯罪被害者の誕生日だ」と岡村先生は仰っています。月日の経つ速さを感じます。

基本法の成立の翌年には犯罪被害者等基本計画(基本計画)が策定され、犯罪被害者を取り巻く環境改善施策が、その後実施されてきました。本計画の5分類別に従って以下検証してみたいと思います。

第1の損害回復、経済的支援への取り組みはどうか。損害賠償命令制度が成立し、刑事裁判に続いて損害賠償請求の審理を2,000円で行うことが出来るようになりました。又2008年の「犯罪被害者等支援法」により、自動車賠償責任保険並に犯給法が改定され、経済的にも十分支援されるようになったと説明され、少しの改善が図られました。しかし、それはほんの一部で、大部分は改訂されていないことが明らかになりました。当会の「経済補償制度案要綱」は、内閣府の検討会で審議されましたが、実現に至らず、再度挑戦する必要があります。

第2の精神的・身体的被害の回復・防止への取り組みはどうか。内閣府の検討会の小委員会でPTSD症への対応が検討されましたが、臨床心理士等の国家資格認定の困難さから大きな改善が見られなかったのは残念であります。性犯罪被害者、少年被害者に対するカウンセリング体制は整備されてきました。

当会が最も努力した第3の刑事手続きへの関与拡充への取り組みについては、被害者参加制度が創設され、犯罪被害者が裁判に参加し(被害者参加人)、検察官の横に

座り、加害者に質問することが出来るようになりました。又冒頭陳述等の内容を記述した文書を被害者にも交付されるようになり、被害者参加人にも旅費、日当、宿泊費が支給されるようにもなりました。一定の資力要件はありますが、被害者参加人の為に公費で弁護士の支援を受けることが可能になりました。さらに被害者からの申し出により、公判記録の閲覧・謄写も可能になりました。遺体の修復費、搬送費も国費負担となりました。公訴時効の延期・廃止、国費による懸賞金制度も設けられました。一方、一定の重大事件の犯罪被害者が少年審判を傍聴できる制度も導入されましたが、成人裁判並にしたいものです。

第4の支援のための体制整備への取り組みはどうか。犯罪被害者白書によれば、全ての地方公共団体には、相談窓口が設置されたという事になっています。内閣府からの犯罪被害者施策に対する指示を受け取る窓口は設置されたのかもしれませんが、しかしひとたび、犯罪被害者になった時に警察以外に最寄りの相談窓口として、地方公共団体があるのだという事を知っている一般国民がどれくらい存在しているのでしょうか。一般国民にとって地方公共団体が頼れる行政機関としての地位が確立しているとは、残念ながら言い難いので、広く一般の国民への広報活動が強化されるべきです。

第5の国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組みですが、文科省において学校での犯罪被害者に対する啓蒙教育が行われると共に、犯罪被害者週間に合わせて各地域で啓発活動が行われるようになりました。一般国民も「明日は犯罪被害者になるかもしれない」という危険性を認識しているかもしれませんが、自分だけは(次頁へ)

例年1月に行われておりました大会・シンポジウムは、本年、諸般の事情により開催しないことになりました。

大丈夫だと思っているのが普通だと思います。いざ犯罪被害者になってしまったら、事件に遭遇する前の平穏な生活を取り戻すことは難しいのが現実である事を知ってもらう必要性があります。

経済補償制度について

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、犯罪被害者の権利、被害回復制度の二つの確立を目指すことを目的に設立されました。その二つの目標のうちの権利確立については、犯罪被害者等基本法が成立し、被害者参加制度と損害賠償命令制度の導入、公訴時効の廃止・延長等、司法の場では一定の成果を上げることができました。他方、被害回復制度については、犯給法の一部改正があったものの、私たち犯罪被害者の望むものとはほど遠い内容となっています。

あすの会は、2011年6月から2014年1月まで開かれていた内閣府の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設の関する検討会」に「犯罪被害者補償制度案要綱」を作成・提出して臨みましたが、現在の犯給法の見直しに時間を割かれ、あすの会案はほとんど議論されずに終了しました。その検討会の取りまとめとしては、①海外での犯罪被害者に、犯給制度の拡大適用の形でないとしても何らかの経済的支援をスタートさせるべき。②犯罪被害給付制度については、親族間犯罪被害者への支給は、DV事案以外にも全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例を認めるべき

以上の2点にとどまるという全く不本意な結果となりました。犯給法にこだわり検討会の名称「新たな補償制度の創設に関する……」を無視した内閣府の姿勢には疑問を持たざるを得ません。

私たちは新しい制度の創設については、国会の場で審議していただくことが必要と考え、2014年2月に政権与党の自民党の「犯罪被害者等・保護支援体制の一層の推進を図るプロジェクトチーム」のヒアリングに、会員12人が出席し実情を訴え、あすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」の導入を要望し、続いて公明党にも松村代表

刑事司法は被害者のためにもある ～3年後見直しの意見交換会を踏まえて～

副代表幹事・弁護士 高橋正人

平成2年2月20日、最高裁判所は、犯罪捜査は、社会秩序の維持のために行われるもので、犯罪被害者の利益のために行われるものではないと言って、被害者を冷たく扱いました。あれから24年の年月が経ち、国民が司法を

以上基本法10年を検証しましたが、基本法第3条で保証されている権利が十分に機能していない現実を踏まえ、なお一層犯罪被害者施策の充実に我々犯罪被害者が努力しなければならないのではないのでしょうか。

副代表幹事 渡辺 保

と高橋副代表が同様に要望しました。

その話の中から具体的な事例を集めて訴えることが必要と考え、事件後に生活に支障のある犯罪被害者を調査しようと、会員から聞き取りをしましたが予想していたより少ないため、全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の被害者支援センターに情報提供を呼びかけたところ、8支援センターから11例の情報がありました（もっと沢山の情報が寄せられると思っていましたが…）。

その中でこれまでに顧問弁護士の協力を得て、殺人2例と傷害等3例と、合わせて5例の犯罪被害者・遺族との面談が終了しました。他の6例は本人の意向での面談不可5例と対象外1例となっています。

調査の結果としては大別すると、殺人の遺族は事件後の生活に不安がある、傷害の被害者は被害直後の医療費の支払いに困窮し、またPTSDや重篤な後遺症のため退職を余儀なくされ生活再建の目途もたない状況にあると言えます。いずれもあすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」に沿った補償制度が成立すれば、救済できる犯罪被害者であり、1日も早い制度創設の必要性を痛感しました。面談した全24例を整理して自民党と公明党に、お願いに行く手はずを整えています。

この調査を通じて感じたことは、年間1000件超の殺人事件や、それを上回る傷害事件が起きているにもかかわらず、その後の生活に支障のある被害者・遺族の情報があまりにも少なすぎるということです。生活に困窮しているながらも声を上げることもできず、耐え忍んでいるもっと多くの犯罪被害者・遺族がいるはずと思いますが（そのような人がいなければ問題ないのですが……）、その存在を支援センターが把握していないのではないかとということです。

見る目は、大きく変わりました。

平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法が成立し、すべての犯罪被害者は、その尊厳が尊重され、それにふさわしい処遇を受ける権利が保障されると明記されました。

もちろん、これは一夜にしてできあがったものではありません。刑事司法は被害者のためにもあるという、長年にわたって運動してきたあすの会をはじめとする被害者団体の声が国会議員や政府に届いたからであり、マスコミを通じた世論が実を結んだからに他なりません。また、これを受けて、平成17年12月27日には、当時の小泉政権が、刑事司法は社会秩序の維持とともに、被害者の利益のためもあると閣議決定してくれました。第1次犯罪被害者等基本計画のことでです。

ただ、その後も、日弁連が頑なに被害者の権利を否定する運動を展開したため、被害者のためにも刑事司法はあるという当たり前のことが、司法の世界には、なかなか浸透しませんでした。

平成20年12月1日、念願の被害者参加制度が施行され、被害者が直接裁判に参加し、被害者が直接、事件の悲惨な実情を訴えることができるようになりました。そして、平成25年から平成26年にかけて、法務省が、被害者参加制度の3年後見直しのための意見交換会を開いてくれ、学者、裁判官、検察官、被告人側の弁護士、被害者団体、被害者側の弁護士などが熱のこもった議論をしました。私も、あすの会を代表して、参加させて頂きました。そこでは、一部の委員を除き、被害者参加制度を肯定的に捉える意見が圧倒的に多く、今後さらに発展させていくための課題について話し合われました。そして、もっとも、

死者の尊厳と遺体写真

弁護士 山上 俊夫

射殺された遺体が半裸に近い状態で路上に横たわっている。そのような写真を日本のマスメディアが報じることはない。しかし、日本人が海外で事件に遭った場合、地元メディアによって報じられた遺体写真が、インターネットによって日本にも伝わり、心ない人によって保存され、インターネット上にばらまかれた事件が昨年あった。

思い返せば1997年10月のこと。岡村勲元代表幹事の奥様が司法解剖を終えて自宅に戻られた際、カメラの放列の前にブルーシートの壁を作って対抗したことがある。大勢のカメラマンは、一斉にシートのない側にぐるりと回り込み、民家の庭越しにライトを浴びせ、フラッシュをたいて棺を撮影しようとした。民家の居間で食卓を囲む隣人家族の姿が煌々と照らされていたが、まったくお構いなしだった。

その頃起きた別の事件では、たとえシーツ越し、棺の中であっても、家の前で待ち構えるカメラの放列に娘をさらされたくないと、被害者の父が「ご近所の迷惑になるから」と記者やカメラマンを引き連れ、家から離れた所で臨時の記者会見を開き、その間に、無事ご遺体を家の中に入れ

被害者側からの要望が大きかったのは、公判前整理手続に参加させて欲しいという意見でした。

現在、凶悪事件などでは、平均9ヶ月くらい、公判前整理手続を行い、実際に裁判員が呼ばれて裁判の期日が開かれるのは、その後からです。被害者は裁判にしか参加できないのです。しかし、公判前整理手続で、裁判に提出して取り調べる証拠がすべて決まってしまうから、そこに関与できないことに被害者の多くは不満を抱いていました。

3年後見直しの意見交換会での議論を踏まえ、平成26年10月21日、最高検察庁が画期的な通達を出してくれました。「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者の権利や利益の回復に重要な意義を有することも踏まえた上で、手続きが進められるべきである」と述べ、刑事司法が被害者のためにもあることを正面から認めてくれ、全国の検察官にそのような形で手続きをすすめるよう命じたのです。具体的には、「被害者参加人が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合には、相当と認められるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮が必要である」と述べました。

被害者の声が、少しずつですが、司法に届きつつあるようで、これが意見交換会での最大の成果となりました。

たこともあった。

あすの会の活動により、司法解剖後の遺体の扱いが変わったことがある。岡村元代表が「勝手に遺体を持っていきながら、遺族の費用で取りにこいとは何事か。捜査費用で返しにくるべきではないか」と主張し、遺体返還費用が2004年4月から予算化された。遺体修復費用や棺代も出るようになったと聞いている。『新版警察の犯罪被害者対策（改訂版）』（2004年8月刊）にも、「現場からの遺体の搬送時から遺体の引渡しに至るまで、死者の尊厳に配慮し」（97頁）、「警察では、遺体の取扱いに当たっては、死者に対する礼が失われることがないよう十分注意する」（98頁）との記載があり、警察の対応は改善された。

インターネット上にばらまかれた今回の遺体写真は、目を背けたくなるものである。写真を消去したいという遺族の心情は察して余りある。しかしながら、これを消去することは、一私人には負担の大きいことで、県警や法務局の担当者が懇切丁寧に対応されたと聞いているが、全部消すことはできずイタチごっこになっている。

死者に対する名誉毀損は、虚偽の事実を告げなければ

成立しないことになっていて、写真に虚偽はないため、遺体写真の投稿を法的に禁止する根拠になっていない。

死者に対する名誉毀損を定めた趣旨は、遺族の名誉や遺族の敬愛の感情を害するからだとか、公共の法益に反するから、死者自身の名誉を損なうからなど、いろいろと考えの違いがあるが、どの立場に立っても、遺体の写真を

インターネット上にさらすことは、死者に対する冒瀆であり、本人や遺族の心情を害するばかりか、社会一般に容認されることではない。

遺体写真を掲載することを法的に禁止することができないものかと考えている。

活動報告 2014年4月～2014年11月

2014年4月

- 1日 『犯罪被害者等施策推進会議』及び『犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会』の専門委員を松村代表幹事から渡辺副代表幹事に引き継いだ。
- 6日 第150回関西集会
- 19日 第129回関東集会
- 18日 岡本会員が長崎県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室から依頼を受け、警察学校にて被害者の心情についての話をした。
- 22日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第10回)」に出席した。米田弁護士が随行した。

2014年5月

- 4日 第151回関西集会
- 11日 第129回幹事会
- 17日 第130回関東集会
- 21日 伊藤会員が大阪府警察学校で各市町村警察被害者対策窓口署員50名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講演をした。
第131回幹事会/在京幹事会
- 26日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成27年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第11回)」に出席した。松村代表、渡辺副代表が随行した。
- 29日 澤田会員が山梨高校にて「命の大切さを学ぶ授業」の一環で講師を務めた。
- 30日 松村代表幹事と渡辺副代表幹事が全国被害者支援ネットワークを訪問し経済補償制度の創設について協力を求めた。

2014年6月

- 1日 第152回関西集会
- 6日 第56回矯正展に出展
- 11日 15周年記念志作製にあたり原稿の依頼状を発送した。

- 16日 全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の支援センターに経済的に困窮している被害者等を照会した。

- 21日 第131回関東集会

2014年7月

- 3日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第12回)」に出席した。松村代表、渡辺副代表が随行した。
- 6日 第153回関西集会
- 8日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講演をした。
- 12日 第130回幹事会
- 14日 渡辺副代表幹事は第13回基本計画策定・推進専門委員会に出席した。松村代表幹事、高橋(正)副代表幹事が随行した。
- 19日 第132回関東集会
- 20日 猪野幹事が本田信一郎氏より依頼を受け、「ストーカー被害を止めるための講演会」(北海道)にて講師を務めた。

2014年8月

- 3日 第154回関西集会
- 7日 第1回15周年誌編集会議
- 21日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校にて講演を行った。
- 24日 高橋(正)副代表幹事、高橋(幸)幹事、上谷弁護士が、広島被害者支援センターの紹介で困窮被害者の聞き取り調査をした。
- 30日 高橋・渡辺副代表幹事が、被害者支援センターすてっぷぐんまの紹介で困窮被害者3名の聞き取り調査をした。

2014年9月

- 7日 第155回関西集会
- 10日 第2回15周年誌編集会議

- 12日 渡辺副代表幹事が神奈川被害者支援センターボランティア養成講座/初中級において講師を務めた。
- 14日 第131回幹事会
- 18日 第3回15周年誌編集会議
- 19日 松村代表幹事、渡辺副代表幹事が「東京都人権施策推進指針」見直しに当たってのヒアリングに出席した。
- 同日 法律新聞2060号に高橋(幸)幹事の寄稿文が掲載された。
- 20日 第133回関東集会
- 22日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講演した。
- 26日 田島弁護士、松尾幹事が熊本被害者支援センターの紹介で困窮被害者1名の聞き取り調査をした。
- 29日 松村代表幹事、高橋・渡辺副代表幹事が第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見聴取会に出席して意見を述べた。

2014年10月

- 1日 高橋(幸)幹事が日本精神科看護協会より依頼を受けて看護師を対象に「犯罪被害者の権利」について講義した。
- 2日 第4回15周年誌編集会議
- 5日 第156回関西集会
- 7日 松村代表幹事が青山学院大学法学部石井ゼミの学生と対話集会を行った。
- 8日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い」の講演をした。
- 17日 岡本会員が秋田県平成26年度犯罪被害者等施策研修会にて講師を務め「犯罪被害者の真実と課題」について話した。
- 18日 第134回関東集会
- 30日 第5回15周年誌編集会議

2014年11月

- 1日 渡辺副代表幹事が「横浜市犯罪被害等支援講演会」にて講師とパネリストを務めた。
- 2日 第157回関西集会/集会に先立ち後藤弁護士主宰の「児童虐待死ゼロ」活動の応援として三宮センター街にて街頭署名活動に協力した。
- 8日 松村代表幹事が「犯罪被害者支援フォーラム2014inにいがた」にて講師を務めた。
- 9日 第132回幹事会
- 11日 白松会員が静岡県主催の「犯罪被害者等支援担当者研修会」(沼津)にて講師を務めた。
- 12日 岡村弁護士と共に、上川陽子法務大臣を表敬訪問した。白井弁護士、松村代表幹事、渡辺・高橋副代表幹事、田村・鈴木(八)・宮園(セ)会員が同行した。
- 同日 井口(智恵)会員が静岡県主催の「犯罪被害者等支援担当者研修会」(浜松)にて講師を務めた。
- 13日 第6回15周年誌編集会議
- 15日 第135回関東集会
- 20日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校にて講演を行った。
- 25日 加藤(裕司)会員が広島被害者支援センター設立10周年記念式典にて「悲しみを乗り越えて、今」と題して記念講演の講師を務めた。
- 27日 松尾幹事が大分被害者支援センターから依頼を受けて犯罪被害者の立場から「被害者の権利と支援の必要性」と題して講演した。
- 同日 岡本会員が島根県警察本部犯罪被害者支援連絡協議会にて「犯罪被害者の実情」について講演した。
- 28日 高橋・渡辺副代表幹事が法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」に上谷弁護士と被害者と共に出席した。
- 28日 明石市人権週間あかしヒューマンフェスタにて、林代表幹事代行、土師副代表幹事、曾我部・高松会員が出席し、犯罪被害者遺族としての話をした。



2014年11月12日、上川衆議院議員が法務大臣に就任されたお祝いに伺いました。

10年前の2004年2月10日、自民党犯罪被害者等基本法案プロジェクトチーム座長の上川衆議院議員は、あすの会事務所にて会員15名の話に聞き入り、犯罪被害者等のおかれている厳しい現実をご理解くださいました。今回は岡村弁護士と共に、その時のメンバーを中心にお祝いに伺いました。

幹事会／関東・関西集会 報告

幹事会報告 第129回（平成26年5月）～第132回（平成26年11月）

5月～11月まで4回の幹事会を開催した。
被害者補償制度について検討を続け、どのように支援してほしいか実例を挙げるのが必須となり、全国被害者支援ネットワークに協力を呼びかけて、聞き取り可能な被害者を訪ねてヒヤリングをした。熊本、広島、鳥取、香川、兵庫、三重、群馬、山梨、東京の支援センターより情報を得て、可能な限り支援センターの支援員、弁護士協力の協力を得て現地へ向かい聞き取りをした。実態結果をまとめ、自民・公明党では、以前に被害者のヒヤリングをされた議員（代表小林鷹之氏、笹川氏等）へ提言する予定にしている。

内閣府の第3次犯罪被害者等基本計画（仮称）策定が始まるにあたり、意見聴取を受けた。12月以降開かれる会議には積極的に参加し意見を述べることにする。基本計画に盛り込んでほしい事項は①損害回復・経済的支援等への取り組み。②刑事手続きへの関与拡充への取り組みについてである。

被害者参加制度3年後見直し法務省意見交換会には高橋副代表幹事（弁護士）が委員として出席し、公判前手続きへの参加（弁護士・被害者）の要望などを行っている。被害

関東集会報告 第129回（平成26年4月）～第135回（平成26年11月）

ほぼ各月第3土曜日の午後1時から7回開催した。幹事からは、あすの会の取り組み事項、幹事が出席している内閣府等の各種会議での経過報告がされた。

この間、主に取り上げられたのは、経済補償制度の確立に向けた会の取り組み、法務省で開かれている平成19年改正刑事訴訟法に関する意見交換会の報告などであった。日々の司法関連ニュースの中で気になるものを持ち寄り、そのDVD映像を鑑賞しながら、意見交換をした。裁判員制度に関するものが多々取り上げられた。

関西集会報告 第150回（平成26年4月）～第157回（平成26年11月）

4月～11月まで各月1回の集会を開いた。
大阪府・大阪市・堺市の担当部署の方にご参加頂き、1年間の活動と本年度の予定について説明を受けた。裁判員裁判の「死刑判決」が東京高裁で破棄される判決が続けて出されたため、裁判員制度発足から5年をテーマに話し合った。会員からは鋭い意見がたくさん出された。刑法39条に関する問題について高橋幹事（精神科医）に講話をしていただき意見交換を行った。

常磐大学から参加者があり支援条例について話し合っ

た。参加制度は定着したと思われるが、参加人弁護士の中には、勉強不足、無理解の弁護士が少なからず存在するのではないかと報告があった。

第14回大会について継続的に検討し、経済補償制度について2015年1月25日（日）に、ドイツ文化会館OAGホールにて開催予定であったが、検討していく段階で、時期尚早の結論に達し例年通りの1月の開催は見送ることにした。

15周年記念誌については4月より原稿が届き始めているが、更にあすの会に関わって頂いた方に、順次、文書で依頼して、エピソードを寄せていただいた。ある程度原稿を頂いたところで、ボランティア2名の協力を得て、8月に編集委員会をつくり11月末に発行予定で進めていたが、諸事情により1月まで延期することにした。

その他、新規入会申し込み者審査、第56回全国矯正展への参加、ニュース・レター48号発行等について話し合われた。また9～11月には関東／関西にて「NPOシンクキッズ・子ども虐待・性犯罪をなくす会」の署名活動に協力をした。

11月は犯罪被害者週間が含まれていたことから、講師依頼も多く、新会員にも協力を要請した。各地の自治体主催の研修会などで、被害者の立場から話をしてもらった。15周年記念誌の進捗状況については、集会参加者のほとんどの会員が原稿を提出された事への感謝と、大詰めに近づいていることが報告された。

参加した会員が自由に発言できるような雰囲気作りを心掛け、新入会員に「思いのたけを言える場ができた。心の重荷が少しとれた」と言ってもらえたことが励みになった。

た。次世代の党の西野衆議院議員（当時）が飛び入り参加されて、より積極的に意見が出された。

11月はNPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会代表理事である後藤啓二先生の「児童虐待死ゼロ」運動の街頭署名活動に三宮で協力した。午後から集会を行い、神戸市から支援条例制定後の経過について説明を受けた。

その他、関西集会が今後も滞りなく運営されるための話し合いをした。

会員の声

犯罪被害者遺族となって

市原 裕之

平成25年7月26日、私の父は一人の少年によりほんの一瞬で命を奪われました。69歳だった父は、外出先の歩道上に立っていたところ、後方から自転車で通り過ぎた当時19才11ヶ月の少年に、道を譲らなかったとして（恐らく父は耳が遠かったため気がつかなかった）、文句を言われ、父がひるんで謝っているにも関わらず、殴る蹴るの暴行を受け、頭から転倒し、出血がひどく事件発生から4時間ほどで亡くなりました。

私が病院に駆けつけると、傍らで母が泣きじゃくり必死に父に声を掛けていました。父はストレッチャーに仰向けに寝かされ、両目は瞳孔が開き、口を開けて管が通されているものの呼吸はうまくできず、頭に巻かれたたっくさんの包帯は血がにじみ、左頬は大きく腫れ上がり、脳がやられているため、頻りに足がビクンビクンと大きく跳ね上がり、まさに瀕死の重傷でありました。離れたところに立っていた医師に話を聞くと、「もう手の施しようがない、持ってあと2時間くらいです」と言われました。私は現実のこととは思えず、血の気が引いて倒れそうでした。それから数時間、必死に父のまだ温もりのある手を握りしめ、母と弟と何度も何度も声を掛けました。しかし意識は戻らず、呼吸が止まっては時々大きく吸い込む姿を見て、「まだお母さんを置いて死ねない！」と意識が遠のく中で頑張っているように感じました。その痛々しい姿がどうしても見ていられなくなり、まだ父の耳に聞こえていることを信じ、家族皆で「もう頑張らなくていいよ」「今までありがとうね」「天国で見守っていてね」と声を掛け、最期を看取りました。

なんて大変なことが起きたんだ。なんで父がこんなひどい目に遭わなければいけないんだ！と混乱して感情が麻痺し、涙がちゃんと出ませんでした。

この世の現実とは思えないまま警察署に寄り、夜中の3時ごろ家に帰りました。2日後、犯人が母親に同行され自首してきたことを警察からの連絡で知りました。それから色々な行政手続きや裁判の準備、弁護士を通しての相手とのやりとり、大変でしたが、どうにか刑事裁判を終えました。凶器がない、計画性がないということで「傷害致死事件」として扱われましたが、私たち遺族としては「絶対これは殺人だ！」という思いです。

母は8年ほど前から不安障害をかかえ、父と二人三脚でほぼ完治するところまで頑張ってきた矢先の出来事でした。母は再び体調が悪くなってしまいました。母にとって大事な夫が理不尽で身勝手な理由で殺され、父と母があまりにもかわいそうで、仕返しもできなくて悔しくて、やるせなくて、悲しくなります。それでも、犯罪に屈しない気持ちで頑張っていきます。

15周年記念誌「雲外蒼天」発行のお知らせ

15周年記念誌「雲外蒼天」が発行間近となりました。会員、支援者など百余名の方から原稿をお寄せ頂き、ご協力に感謝申し上げます。現在、ボランティアの方の全面的なご支援で編集を進めております。

「雲外蒼天」とは暗雲の外に出れば、蒼穹（あおぞら）はあたたかく広がっています。雲は、さまざまな障害や悩みの意ですが、困難を乗り越え、努力して克服すれば、快い青空が望めるという意味です。私たちは15年間、困難を乗り越え努力してきました。その結果、少し青空が見えてきました。そのような気持ちで名づけられました。

「犯罪被害者支援弁護士フォーラム第2回シンポジウム」のお知らせ

最近、一審の裁判員裁判が下した死刑判決を高等裁判所が覆す事例が相次ぎました。また、裁判員の精神的負担を軽くするという理由で、裁判所は、遺体の写真を証拠にすることを制限する動きを見せています。

今回のシンポジウムでは、裁判員裁判制度のもとで犯罪被害者の権利は守られているか、裁判員裁判制度が抱える課題を取り上げます。

日時：4月19日（日）12時30分開会（予定） 場所：日比谷図書館文化館大ホール

問い合わせ先：犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務局

千代田区麴町3-10-2 KWレジデンス半蔵門1001号

高橋正人法律事務所 TEL.03-3261-6181

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、充足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 [あすの会]

〇一九(ゼロイチキュウ)店(019)当座0100069

(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸の内支店(普)6577163

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店(普)2149873

[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います!

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日(傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望(年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM1:00～4:00

電話：03-6434-5348

編集後記

皆様お元気で新しい年をお迎えになられたことと思います。

私は犯罪被害者遺族になってからは、新年を迎えても「おめでとうございます」と言えなくなりましたが、会員の皆様も同じ想いではないかと思えます。

凶悪事件を起こして刑務所生活の輩には、お正月にはおせち料理が出され、個室にテレビ付きもあると聞

いています。犯罪被害者等基本法ができたとはいえ、このような恵まれた犯罪者と放置されている犯罪被害者の差は未だ解消されていません。

犯罪白書によると、2013年の検挙者の再犯率は過去最高の46.7%になっているとか……。刑務所のこの好待遇が、再犯率の高さの一因にもなっていると思うのは私だけでしょうか。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお申し上げます。